

冬休み期間通所について

冬休み期間の通所登録を希望される方は、必要書類を受付期間内に提出しお申し込みください。

申込みについて

- 受付期間 令和7年10月27日(月)から11月14日(金)まで
- 受付場所 大津市役所児童クラブ課 9時から17時まで(土・日・祝除く)
＜申請時に必要な書類＞
 1. 大津市立児童クラブ通所登録申請書(様式第1号)
 2. 保護者の就労証明書等、通所の資格要件を証明する書類(通所の資格要件によって必要書類が異なります。)
 3. 口座振替依頼書(金融機関で手続き後の本人控えの写しを提出してください。)
※初めて通所登録される方又は口座を変更される方のみ
 4. 大津市立児童クラブ保育料等減免申請書(様式第11号)
※減免の事由に該当する方のみ

内容について

- 通所登録期間 令和7年12月24日(水)から令和8年1月6日(火)まで
(大津市立小学校に通う児童は上記期間、その他の小学校に通う児童は、当該小学校の冬休み期間となります。)
 - 年末年始(12月29日から1月3日まで)、日曜・祝日は閉所します。
 - 冬休み期間の途中で退所することはできません。
- 開所時間
8時から18時まで(土曜日は8時30分から18時まで)
- 延長保育(希望者のみ) 月～金曜日(土曜日は延長保育なし)
 - 延長保育時間と料金
 - ① 18:00から18:30まで 30分延長 1,000円
 - ② 18:00から19:00まで 1時間延長 2,000円※保育料等と同じ口座からの口座振替となります。
 - 希望される方は「延長保育利用申込書」の提出が必要です。
原則、保護者のお迎えが必要です。通所申請時にお申込みください。
登録期間中は利用がなくても延長保育料はかかります。

- 通所資格については「令和 7 年度通所案内」でご確認ください。

料金について

●保護者負担金

児童 1 人につき

- 登録料 10,000 円（初めて児童クラブに登録する場合）
- 保育料 3,000 円（500円×6日間※）
- 間食費 660 円（110円×6日間※）

※令和8年1月5日（月）に口座振替いたします。

大津市立以外の小学校に通っている場合、休み期間によって、利用日数と負担金が変わります。

●保育料及び登録料の減免

減免対象の方は、減免申請書の提出が必要です。

- 通所登録申請時に提出してください。
- 申請がない場合は、下記の事由に該当されていても減免の適用はできません。
（通所登録期間中に申請してください。申請書の提出が遅れて、通所登録期間後に提出された場合、減免の遡及適用はできません。）

登録料及び保育料の免除

- ① 生活保護法の規定により保護を受けている場合
- ② 保護者のいずれもが令和6年度の市民税が非課税である場合

保育料を5分の1減額

- ③ ①②に該当する者を除き、ひとり親家庭等に属する場合

※ひとり親家庭等とは、母子（父子）の届けを行った者及び児童扶養手当法の規定による認定（母子認定・父子認定）を受けた世帯

- ④ 児童が兄弟姉妹で2人以上市立児童クラブに通所登録している場合

※兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童が対象

保育料を5分の2減額

- ⑤ ひとり親家庭等に属しかつ兄弟姉妹で通所登録している場合

※兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童が対象。最年少の児童は5分の1を減額します。

- 通所登録決定通知 12月初旬頃 発送予定

- 通所説明会 各市立児童クラブにて開催します。

- 開催日時については通所決定後に各児童クラブへ連絡をしてご相談ください。